

●香川県告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に平成21年2月28日から編入する旨、綾川町長から届出があった。

平成21年2月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町山田上字寺ノ内	綾歌郡綾川町山田上字遠郷甲487の一部、甲504の1の一部、甲505の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町山田上字遠郷	綾歌郡綾川町山田上字寺ノ内甲470の一部、甲472の1の一部及びこれらの区域に隣接する道路・水路である町有地の全部並びに字遠郷甲487に隣接する道路である町有地の全部
	綾歌郡綾川町山田上字清成下甲744の2、甲745の2、甲749の一部、乙162の3
	綾歌郡綾川町山田上字遠郷上甲932の一部、甲933、甲935から甲938まで、甲939の一部、甲943の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部
綾歌郡綾川町山田上字清成下	綾歌郡綾川町山田上字遠郷上甲921の2の一部、甲922の一部、甲924の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部
綾歌郡綾川町山田上字遠郷上	綾歌郡綾川町山田上字遠郷甲558の一部、乙112の3の一部
	綾歌郡綾川町山田上字清成下甲749の一部、甲750の1の一部、甲750の2の一部及びこれらの区域に介在する道路である町有地の全部